

## 平成30年第6回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	計	報告
2件	9件	7件	18件	3件

### 1 予算案

- (1) 平成30年度広島市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 平成30年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

### 2 条例案

- (1) 広島市区の設置等に関する条例及び広島市老人いこいの家条例の一部改正について  
（企画総務局ほか）
- 安佐南区役所沼田出張所及び沼田老人いこいの家に移転するもの  
（主な内容）

#### 位置の変更

名称	現行	改正
沼田出張所	安佐南区伴東四丁目18番6号	安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田老人いこいの家	安佐南区伴東七丁目64番7号	

施行期日 平成31年1月4日

- (2) 広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（選挙管理委員会）
- 公職選挙法の改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるもの  
（主な内容）

#### 公費負担限度額

7円51銭×作成枚数（公職選挙法に定める枚数の範囲内）

施行期日 平成31年3月1日

(3) 広島市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について（経済観光局）

農地利用最適化推進委員の定数を改めるもの

(現行)                      (改正)  
44人      →      42人

施行期日 平成31年6月17日

(4) 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（企画総務局）

期末手当の改定によるもの

0.05月分増額

平成31年度以降の6月及び12月の割合を均等に配分

施行期日 公布の日

(5) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（企画総務局）

期末手当の改定によるもの

0.05月分増額

平成31年度以降の6月及び12月の割合を均等に配分

施行期日 公布の日

(6) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
(企画総務局)

(主な改正内容)

給与改定によるもの

給与月額の変定率 0.10%

期末・勤勉手当 0.05月分増額

平成31年度以降の6月及び12月の  
期末手当の割合を均等に配分

施行期日等 公布の日。ただし、給与  
月額の改定については、  
平成30年4月1日から  
適用。

(7) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(企画総務局)

非常災害時における児童・生徒の保護等の  
業務に係る教育職員の特殊勤務手当の支給  
限度額の変定によるもの

現 行	1日	6,400円の範囲内
改 正	1日	1万6,000円の範囲内

施行期日 平成31年4月1日

(8) 広島市平和記念公園レストハウス条例の一部改正について  
(経済観光局)

平和記念公園レストハウスの改修を機に、  
施設の利用料金の上限額等を定めるもの

施行期日 公布の日から起算して1年8  
か月を超えない範囲内において  
規則で定める日

(9) 広島圏都市計画（広島平和記念  
都市建設計画）地区計画の区域  
内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正について  
(都市整備局)

建築基準法の改正に準じ、老人ホーム等の  
容積率の算定に当たり、共用の廊下又は階  
段の用に供する部分を延べ面積に算入しな  
いこととする等の特例を追加するもの

施行期日 公布の日

### 3 その他の議案

(1) 字の区域の変更について  
(企画総務局)

土地改良事業に伴うもの

(安佐南区沼田町)

大字	小字	
	現在	変更後
吉山	<small>とりいばら</small> 鳥井原の一部	<small>まつがきこ</small> 松ヶ迫
	<small>まつがきこ</small> 松ヶ迫の一部	<small>とりいばら</small> 鳥井原
	<small>たづめ</small> 田詰の一部	<small>たづめ</small> 田詰
	<small>たづめ</small> 田詰の一部	<small>おおぼらごう</small> 大原郷
<small>たづめ</small> 田詰メの一部	<small>まつがきこ</small> 松ヶ迫	
		<small>たづめ</small> 田詰

(2) 当せん金付証票の発売金額について (財政局)

平成31年度の当せん金付証票の発売金額

120億円以内

(3) 公の施設の指定管理者の指定について (経済観光局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

#### 1 指定に係る公の施設

広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯来交流体験センター及び広島市湯の山温泉館

#### 2 指定の相手方

東洋観光湯来コンソーシアム

#### 3 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(4) 公の施設の指定管理者の指定について (都市整備局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市民球場及び広島市西蟹屋プロムナード

2 指定の相手方

株式会社広島東洋カープ

3 指定の期間

平成31年4月1日～平成41年3月31日

(5) 市道の路線の廃止について (道路交通局)

安佐南1区134号線など2路線

(6) 市道の路線の認定について (道路交通局)

中3区329号線など9路線

(7) 契約の締結について  
(都市整備局)

八木・緑井地区雨水渠築造工事 (その2)

工事場所 安佐南区の八木三丁目及び八木四丁目

工事概要 管渠<sup>きよ</sup> (内径5,250ミリメートル) 1,004.50メートルの布設その他工事

請負金額 9億1,173万6千円  
(当該工事の請負金額21億7,080万円から広島市下水道事業会計で負担する12億5,906万4千円を減じた額)

請負人 フジタ・アイサワ・河井建設  
工事共同企業体

工期 契約成立の日から平成31年  
12月27日まで

4 報告

(1) 専決処分の報告について  
(道路交通局ほか)

道路の管理<sup>かし</sup>瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理<sup>かし</sup>瑕疵

14件 29万 809円

交通事故

3件 20万6,914円

その他

4件 80万9,600円

(2) 専決処分の報告について  
(こども未来局ほか)

工事請負変更契約の締結

- 1 こども療育センター及び児童相談所  
等改築工事

請負金額の変更

変更前	61億2,792万円
変更後	61億4,467万9,440円

変更理由

公共工事設計労務単価の改定による。

- 2 こども療育センター及び児童相談所  
等改築電気設備工事

請負金額の変更

変更前	8億5,320万円
変更後	8億5,616万7,840円

変更理由

公共工事設計労務単価の改定による。

- 3 こども療育センター及び児童相談所  
等改築空気調和設備工事

請負金額の変更

変更前	10億1,520万円
変更後	10億1,790万1,080円

変更理由

公共工事設計労務単価の改定による。



4 広島平和記念資料館本館免震改修その他工事

請負金額の変更

変更前	25億4,060万5,500円
変更後	25億8,960万4,020円

変更理由

躯体の劣化部分の補修工の追加等による。

(3) 専決処分の報告について  
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者に対する  
家屋明渡等の訴えの提起

3件